

## 訴訟・審判準備費用請求書〈刑事・少年共通〉

弁護士 \_\_\_\_\_ (登録番号 \_\_\_\_\_) 提出日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日  
事件番号: \_\_\_\_\_ 年( )第 \_\_\_\_\_ 号 被告人名: \_\_\_\_\_

### 訴訟・審判準備費用として、次のとおり請求します。

\*請求する箇所をチェックして、必要事項を記載してください。

\*作成や交付を受けるために要した郵送料・振込手数料は支給対象外です。

#### 注)請求には疎明資料(\*1)添付が必要です。

\*1 疎明資料として、次の①と②の両方の添付が必要です。

①領収書の写しその他支出した手数料等の額を明らかにする疎明資料

②当該支出に係る文書の事件との関連性を明らかにする疎明資料

**実費総額**

円

\*支給上限3万円

**診断書の作成料** \_\_\_\_\_円

注) 診断書とは、「医師が自ら診察をし、病名(診断名)が記載された書面」です。

(カルテは診療記録であり、診断書には当たりません。また、診断書を作成するための診察料は、対象外です。)

\* 被疑者・被告人・少年本人以外の診断書の場合、事件との関連性につき、下部に記載してください(別途報告書添付でも可)。

事件との関連性は次のとおりです

**弁護士会照会手数料(弁護士法第23条の2)** \_\_\_\_\_円

注) 弁護士会宛の照会申出書(照会先及び照会の目的の記載部分)の写しなど、事件との関連性を明らかにする資料を添付してください。

\* 資料の添付が困難な場合は、当該照会と事件との関連性につき、下部に記載してください(別途報告書添付でも可)。

事件との関連性は次のとおりです

**行政機関が発行する証明書の発行手数料** \_\_\_\_\_円

\* 証明書の写しなど事件との関連性を明らかにする資料を添付してください。写しの添付が困難な場合は、証明書と事件との関連性につき、別途報告書(下部余白への記載でも可)を添付してください。

事件との関連性は次のとおりです

**判決書謄本交付手数料** \_\_\_\_\_円  
(判決書 \_\_\_\_\_ 枚 × 1枚60円) 印紙額 \_\_\_\_\_円

\* 謄本の1枚目と謄本認証日(作成日)の記載がある頁の写しを、事件との関連性を明らかにする資料として添付してください。また、印紙代の領収書がない場合は、最終頁も添付してください。

注) 調書判決は含みません。また、控訴(上告)・抗告期間満了又は申立てによる移審後に入手した場合(弁護人本人が控訴(上告)し、控訴(上告)趣意書などを作成される場合を除く)には、算定の対象外となりますのでご注意ください。

注) 少年保護事件の審判書謄本交付に当たって手数料の印紙のちよう用は不要となっていることから、支給対象外となりますのでご注意ください。